

令和3年1月6日

東大和市立小・中学校の保護者の皆様へ

東大和市教育委員会

学校における新型コロナウイルス感染症対策と家庭における感染症予防策のお願いについて

日頃より東大和市立学校の教育活動へのご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
この度、国において緊急事態宣言の発出が検討されていることを受け、東大和市立学校の対応について、下記のとおりといたしますのでお知らせいたします。

また、ご家庭におきましても、下記事項を参考にいただき、感染症対策について、引き続きのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1 学校における教育活動等の実施

緊急事態宣言解除まで当面の間、市としての感染症に関する方策に基づき、各学校において以下の感染症拡大防止対策を徹底した上で、教育活動を実施します。

(1) 学校における感染症予防策について

- 児童・生徒が新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、発達段階に応じた指導を継続して行います。
- 登校時においては、健康観察票の提出等により、児童・生徒の健康状態を把握します。健康観察票による確認ができなかった場合は、直ちに別室にて検温を行うとともに、風邪の症状などを確認します。
- 児童・生徒が体調不良を訴えた場合には別室にて対応し、感染拡大防止のため、教職員を限定して対応に当たります。
- 児童・生徒間のスペースを、学級内で最大限確保します。
- 教室等の換気を行います。
- 多くの児童・生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ、など）を、1日1回以上消毒を行います。

(2) 学習活動について

- 各教科等の指導に当たっては、教職員、児童・生徒は、マスクの着用を基本とし、飛沫感染防止を図ります。なお、感染症対策を講じてもお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行いません。

(3) 学校行事について

児童・生徒が学年を超えて一堂に集まって行う行事や、不特定多数の人が集まる場所へ出かける校外学習は中止とします。

(4) 給食について

児童・生徒が対面して食事をする形態を避け、会話を控えるよう指導します。

(裏面へ続く)

(5) 部活動について

1月8日より緊急事態宣言解除まで当面の間、中学校における部活動は行いません。

(6) 保護者を対象とする教育活動等の参観について

緊急事態宣言解除まで当面の間、保護者の方を対象とする教育活動等への参観は控えさせていただきます。

2 家庭における感染症対策のお願い

(1) ご家庭での3密の回避、マスクの着用、正しい手洗い・うがいの実施、咳エチケット等の徹底をお願いします。

(2) 毎朝自宅で検温を行うなど、お子様の体調管理には十分ご注意ください。なお、お子様自身やご家族等に何らかの症状がみられる場合は、無理せず自宅での休養をお願いします。

(3) ご家庭においても、十分な換気やご家族が手を触れる場所などの消毒、タオルなどの共用を避けるなどの感染症予防策への取組にご協力ください。

(4) 午後8時以降の不要不急の外出や、不要不急の都県境をまたぐ移動はご遠慮いただき、休日もできる限り自宅にて過ごすようお願いいたします。また、買い物などで外出する場合においても、最小限の人数や時間をお願いいたします。

(5) 体調が悪い方や重症化のリスクが高い高齢者、基礎疾患のある方は、会食を極力お控えください。

(6) 同居しているご家族についても会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などの徹底をお願いいたします。

(7) お子様自身又は同居のご家族が、新型コロナウイルス感染症を発症した場合や濃厚接触者となった場合は、速やかに学校までご連絡ください。

3 その他

今後、新型コロナウイルスの感染拡大などの状況の変化に伴い、上記事項の内容を変更する場合や、新たにお知らせする事項が生じた場合には、学校を通じて保護者の皆様にお知らせします。

【問い合わせ先】

東大和市教育委員会 学校教育部教育総務課・教育指導課

電話番号 042-563-2111 (1510・1530)

FAX 042-563-5933